

# 食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要領

制定 令和2年4月1日付け元食産第5663号  
令和2年4月1日付け元政統第1717号  
農林水産省食料産業局長通知  
政策統括官通知

## 第1 趣旨

日EU・EPAの発効により、競争力のあるEU産ビスケット類の関税が撤廃される一方で、ビスケット類の原料となる米国産小麦のマークアップが維持されたため、国内産小麦を安定的に引き取っている菓子製造事業者は大きな影響を受け、国内産小麦の重要なマーケットを失うおそれがある。

このため、原料小麦と製品の国境措置の整合性を確保するため、日EU・EPAに伴う食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業（以下「事業」という。）を実施することにより、菓子製造事業者への日EU・EPAによるビスケット類の関税撤廃の影響を最小限に抑え、国内産小麦の生産・消費体系全体の維持を図る。

事業の実施については、食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要綱（令和2年4月1日付け元政括第1714号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び食糧麦菓子製造業経営支援対策費補助金交付要綱（令和2年4月1日付け元政統第1716号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、本要領の定めるところによる。

## 第2 事業の実施

### 1 事業実施主体

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに輸入原料小麦粉等（国家貿易により輸入された小麦を原料又は原料の一つとして国内で製粉されたもの（プレミックス等を含む。）をいう。以下同じ。）を用いて以下の製品を製造するビスケット類を製造する事業者（以下「ビスケット類製造事業者」という。）

#### （1）最終製品

輸入原料小麦粉等を用いて製造されたビスケット類の表示に関する公正競争規約（昭和46年4月8日公正取引委員会告示第26号）第2条第1項に規定するビスケット類を加工包装したものであって、賞味期限が120日以上のものである製品又はEU産ビスケット類と直接的な競合関係にあることが認められる製品。ただし、チョコレート類の表示に関する公正競争規約（昭和46年3月29日公正取引委員会告示第16号）第3条の規定に基づきチョコレート類である旨の表示を付している製品、国内産小麦を使用している旨の表示を付している製品及び海外で販売する目的で製造した製品は、対象外とする。

#### （2）中間製品

ビスケット類の製造の中間工程で作られたものであって、以後の製造工程を経ることによって（1）の最終製品となるもの。

### 2 支払対象

支払いの対象となるものは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までのビスケット類製造事業者が製造した1（1）及び（2）に用いられた輸入原料小麦粉等の使用量に応じたEU産ビスケット類の関税削減分と整合する米国产小麦のマークアップ引下げ相当額分。

### 3 事業実施計画の承認手続

食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領（令和2年4月1日付け元食産第5660号農林水産省食料産業局長通知・令和2年4月1日付け元政統第1718号農林水産省政策統括官通知、以下「公募要領」という。）第8に基づき補助金交付候補者として選定された事業実施主体については、その事業実施計画についても農林水産省食料産業局長及び農林水産省政策統括官（以下「食料産業局長及び政策統括官」という。）の承認を受けたものとみなす。

ただし、事業実施計画に修正があった場合には、4に規定する割当内示の通知までに再度食料産業局長及び政策統括官に修正した事業実施計画報告書類を提出し、当該修正について承認を受けるものとする。

### 4 割当内示の通知

政策統括官は3の規定により承認を受けた事業実施計画に基づき、ビスケット類の製造に使用した輸入原料小麦粉等の総量及びマークアップ引下げ相当額を考慮して助成単価を決定し、その単価に、事業実施主体ごとの小麦粉及びプレミックス等使用数量を乗じて算出した額を割当内示として事業実施主体に通知する。

なお、国の割当内示の通知後、小麦粉及びプレミックス等使用数量を含む事業実施計画については、修正できない。

### 5 事業実施計画に基づく実績報告

事業実施主体は、令和2年度食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る事業実績報告書（別紙様式）を作成し、令和3年1月15日までに政策統括官へ報告するものとする。

### 6 補助金の返還

(1) 農林水産大臣は、公募要領第7の2の規定に基づき提出された事業実施計画報告書類に定められた取組が行われたと認められない場合、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(2) (1)の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画報告書類に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができる。

(3) 農林水産大臣は、事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部の返還を命ずることができる。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして

いるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 第3 書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管するものとする。

#### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。